

小平市教育委員会会議録（甲）

— 1 0 月 定 例 会 —

平成23年10月28日（金）

開 催 日 時 平成23年10月28日（金） 午後2時00分～午後3時49分

開 催 場 所 市役所5階505会議室

出 席 委 員 伊藤文代委員長
森井良子委員長職務代理者
山田大輔委員
高槻成紀委員
阪本伸一教育長

説明のための出席者 関口徹夫教育部長
内野雅晶教育部理事兼指導課長
有馬哲雄教育部理事（生涯学習・体育）
滝澤文夫教育庶務課長
鶴巻好生学務課長
赤坂慶太学務課長補佐
白倉克彦指導課長補佐
阿部裕生涯学習推進課長
小島淳生体育課長
深谷達中央公民館長
松原悦子中央図書館長
島川浩一教育部参事
佐藤晴美指導主事

書 記 伊藤祐子教育庶務課長補佐、根岸玄教育庶務課主事
傍 聴 者 2名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会10月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は森井委員長職務代理者及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（９）及び（１０）、議案第４８号から第５１号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員長報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（１）平成２３年度東京都市町村教育委員会連合会管外視察研修について。私から説明いたします。資料№.１をご覧ください。

平成２３年度東京都市町村教育委員会連合会管外視察研修は１０月１４日にご覧のような行程、内容で実施され、森井委員長職務代理者、山田委員、阪本教育長、私、そして随行の伊藤教育庶務課長補佐の５名で参加しました。

視察場所である東京臨海広域防災公園は、江東区の有明の丘地区に設置されており、首都直下型地震等の大規模な災害発生時に、国と九都県市、これは東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市の緊急災害現地対策本部が設置されるなど、防災の拠点となる施設です。

平成２０年６月に建物が竣工、その後、昨年１月に公園として開園しました。なお、同時に緊急物資輸送拠点として、東扇島東公園を開園しております。

８月の定例会でもご報告しましたとおり、東京都が新たな教育課題として防災教育の推進を掲げていることから、平常時において、体験施設や展示施設として活用されているこの施設を、私ども教育委員としても大変興味深く拝見しました。

この施設の役割は、災害時の物流、人員などの調整及び指令拠点とのことで、まずはオペレーションルームや会議室を見学しました。その後、防災体験ゾーンで見学、体験ということになったわけですが、防災体験学習施設としての効果には、大いに疑問を感じざるを得ませんでした。といいますのは、防災体験ゾーンでは首都直下型地震の発生から避難までの流れを、ゲーム機を使って防災クイズに挑戦しながら体験することができるのですが、疑似体験というには非常に狭い空間であり、臨場感に欠けること、また、ゲーム機を使うことによって、子どもたちの興味を引くことができる反面、ゲーム機の操作とクイズに正解することのみに気を取られてしまうとい

った、むしろデメリットを強く感じたからです。

この施設建設のもととなる都市再生プロジェクトの第一次決定がなされたのが平成13年で、阪神淡路大震災の教訓を踏まえたものとはいえ、先般の東日本大震災を経験する前と後では、防災に対する国民の意識は大きく変わっており、計画から10年を経過したこの施設のあり方も次の点において再考されるべきではないかと感じました。

第一に、この施設が災害発生時に、避難してきた人や帰宅困難者を受け入れることを想定していないということです。

第二に、体験学習が単なる知識の習得に留まり、震災が起こっても生き抜く力を子どもが磨けるようなものとはなっていないことです。例えば小・中学生に校舎や体育館、校庭に張ったテントなどで、避難所生活を体験させる自治体の取組も紹介されておりますので、この防災公園の広大な敷地を生かし、市民に役立つ体験学習の場としていただけたらとも感じました。

今回の研修ではこのような感想からも、改めて自分たちの町の防災の取組の重要性と、防災という観点から子どもたちを守り育てるにはどうしたらいいか、すなわち、わがまち小平市の防災教育はどうあるべきかを明確にしていく必要があると痛感いたしました。

以上で、委員長報告事項を終了いたします。

(教育長報告事項)

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項(1)平成22年度一般会計決算特別委員会の審査結果について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項(1)平成22年度一般会計決算特別委員会の審査結果についてを報告いたします。資料はございません。

一般会計決算特別委員会は、去る10月11日から同月13日まで、3日間開会され、教育部の決算審査につきましては、13日の午後に行われました。

13日の教育部の審査終了後、各会派の代表から総括質疑がございまして、一般行政につきましては市長が、教育行政につきましては私が答弁いたしました。

総括質疑・討論の後、採決が行われ、賛成多数をもって、認定すべきものという採決結果でございました。議決は、市議会12月定例会初日の本会議にて行われる予定でございます。教育部の審査の内容につきましては、多岐にわたっておりますので、議会事務局において会議の要録ができ上がりましたら、そちらをご覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（２）「市立小・中学校給食の放射能対策を求めることについて」の請願の採択について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（２）「市立小・中学校給食の放射能対策を求めることについて」の請願の採択についてを報告いたします。資料No. 2をご覧ください。

9月の教育委員会定例会でもご報告いたしましたとおり、9月14日の生活文教委員会において、字句訂正のうえ、採択すべきものと決定された本件請願が、9月30日の本会議最終日にて、採択されました。

今後、市議会に処理の経過、及び結果の報告を行うこととなります。

なお、担当は学務課でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（３）「小平市の教育に関するアンケート」の実施について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（３）「小平市の教育に関するアンケート」の実施についてを報告いたします。資料No. 3をご覧ください。

このアンケートは、平成24年度に小平市教育振興基本計画を策定するに当たって、市立小・中学校に通う児童・生徒の実態や、市の教育の課題・ニーズを把握し、今後の目標設定や実施すべき施策に反映することを目的に、実施するものでございます。

対象は、小学校3年生及び6年生、中学校1年生及び3年生、これらの児童・生徒の保護者、市立小・中学校の全教員、20歳以上の市民2,000人、市内の幼稚園・保育園に通う市内居住の5歳児の保護者全員、合計で約7,600人でございます。

対象者の抽出方法は資料に記載のとおりでございます。

また、アンケート用紙の配付・回収方法につきましては、20歳以上の市民への郵送を除き、学校及び幼稚園・保育園のご協力をいただくことになっております。

配付日は11月15日前後を予定しており、11月20日号の市報に、アンケート用紙が届いた方への協力依頼の記事を掲載する予定です。

アンケートの内容につきましては、見本を配付させていただいておりますが、詳細に関しましては、滝澤教育庶務課長より説明させます。

○滝澤教育庶務課長

それでは、「小平市の教育に関するアンケート」の内容についてご説明いたします。

まずはじめに、検討経過でございますが、教育部、次世代育成部、健康福祉部など、庁内関係課12課で構成される、小平市教育振興基本計画策定庁内検討委員会と、その下部組織である検討部会において、アンケートの対象や項目等について、約3カ月にわたり検討を行いました。

次に、アンケートの対象でございますが、資料No.3の裏面の表をご覧ください。

大きく分けて、学校教育分野では、市立小・中学校の児童・生徒と、その保護者、教員とし、社会教育分野では市内在住の20歳以上の市民といたしました。

具体的には、小学校では第3学年と第6学年、中学校では第1学年と第3学年を選定したわけですが、その理由といたしましては、小学校3年生はいわゆるギャングエイジといわれる、非常に活発な年齢であり、そこからさまざまな成長、発達を経て、中学校3年生の義務教育修了時の到達点を見るということ、そして小学校の最上級生である6年生と、中学校入学後の1年生との間の意識や生活の変化などを探るといった意図でございます。

保護者につきましては、調査対象となった児童・生徒の保護者を対象とすることで、親子間の意識や認識の違いなどを浮き彫りにしたいと考えました。

これら4学年について、全小・中学校から各一クラスを抽出することによって、できる限り無作為抽出に近い形にするとともに、回収率を高めるため、児童・生徒については回答そのものを、保護者については、配付、回収を学校に協力していただくことにしました。

教員につきましては、非常勤や臨時的任用の教員等を除く、全教員を対象といたします。アンケート本来の目的とともに、質問を通じて教員一人一人が自分の置かれている状況を見つめ、問題意識を持つことにつながるというような効果も期待しているところでございます。

その下、市内の幼稚園・保育園に通う市内在住の5歳児の保護者につきましては、質問数、形式とも簡素化しておりますが、幼稚園・保育園と小学校との連携の観点から、また小学校入学前の実態把握を目的に、対象に加えました。

20歳以上の市民につきましては、2,000人を無作為抽出いたします。

次にアンケート用紙全体についてでございますが、回答者の負担を考慮し、8ページを限度に、読みやすいように文字、行間を設定いたしました。このようなことから質問数、内容とも限られたものとなっておりますが、計画策定に当たっては、過去に行われた他の調査結果等も活用できるものと考えております。

反対に、他の調査やアンケートと質問内容が重複するものもございますが、一部クロス集計を想定していること、また調査報告書として一貫した、完結したものにするという、検討部会でまとめたコンセプトに基づきまして作成いたしました。

次にアンケートの質問項目につきまして、ポイントのみご説明いたします。お手元に配付いたしました見本は、①から⑧までとなっております。まず①から④までが、児童・生徒へのアンケートでございます。

①をご覧くださいますと、導入部分で比較的回答しやすいと思われる生活習慣についての質問を設けました。特に勉強への取組姿勢や、学習の理解度に影響を及ぼす可能性があると思われる

朝食の摂取や、読書習慣についてお聞きします。

2 ページの問 6 から 3 ページの問 1 2 までは、学校以外での運動や勉強についての質問を設けました。

今回のアンケートでは、得られた結果と、回答した児童・生徒の実際の学力、体力をリンクさせることはできませんが、勉強や運動に対する意欲が学力、体力の向上につながると考え、好き嫌いを問うとともに、勉強する意味や、理由を問うことにいたしました。

また、問 9 では、子ども自身の多忙感について質問いたします。

問 1 3 以降は、学校生活について授業の理解度、担任、友達との関係を自己評価する質問です。

7 ページの問 1 9 では、自分の評価、問 2 0 では、理想像を回答してもらいますが、一般に言われているように、学年が上がるにしたがって、夢や希望を持つことや、自己肯定感が低くなるのかを検証したいと考えております。

8 ページの問 2 1 は、勤労観を問う質問といたしました。

以上のとおり、小学校 3 年生ではあまり難し過ぎず、集中力が途切れないよう、質問の内容、数において配慮いたしましたが、小学校 6 年生以上については、携帯電話の使用とそれに伴うトラブルについて、塾に通っているかどうか、公共施設の利用、またその認知状況等の質問を加えております。

また、小学校 6 年生では中学校入学後に心配なこと、中学校 1 年生では戸惑ったことなどを聞き、その結果を今後の小・中連携の施策に生かしたいと考えております。

以上が、児童・生徒に対する質問のポイントでございます。

次に、⑤の保護者へのアンケートでございますが、3 ページの問 5 までは、子どもへの質問に連動する形となっております。4 ページの問 6 から 5 ページの問 1 1 までは、保護者自身と学校との関係や、役割分担について問うものでございます。

6 ページの問 1 3、7 ページの問 1 4 では、教育行政についてお聞きいたします。

問 1 5 は保護者にとっての中一ギャップを問うものです。

また、最後の質問となる問 1 6 は、地域の活動への参加状況を聞くもので、同様の質問を児童・生徒のアンケートにも設けております。

次に、⑥の教員へのアンケートでございます。回答者の属性について尋ねる中で、1 ページの一番下になりますが、小平市立学校以外での教員経験を聞きます。今回の計画策定で重視されることの一つに、教育基本法でも述べられている地域の実情に応じたものとする、ということがあります。教員は小平市の児童・生徒や学校、これらを取り巻く社会教育環境などを他との比較の中でとらえることができます。そこで、そのことを意識した質問の設定、表現を心がけました。

また、自分自身や他の教員、学校の課題認識につながるよう、質問を検討いたしました。なお検討に当たっては、平成 2 1 年度に中央区、つくば市が実施した教員アンケートを参考にいたしました。

それでは質問のポイントをご説明いたします。

2 ページの問 1 は、「小平市の子どもが」という聞き方で、傾向を探る質問でございます。

問2では、この中から学習指導要領や国の教育振興基本計画の理念でもある、生きる力を育む視点で、教員が重要と思うものを選んでもらいます。

3ページの問3以降は、研修や自己の取組状況についての評価を取ります。

また4ページの問6では、多忙感について聞きますが、多忙感を解消するための有効策について問う、問6-2の質問に重点を置いております。

6ページの問12から問14までは、保護者や地域との関係についてお聞きするものです。

7ページの問15は、小平市で実施していない施策も含めて、必要性や児童・生徒への効果を問うものです。これらの取組全てではありませんが、もととなるアクションプランが10年を経過していることから、教育振興基本計画を策定するに当たって、成果と課題を総括するために設けた質問であり、この結果をもって即廃止や継続につながるものではございません。

なお、施策、事業項目については、事務局内にて最終的な整理をしているところでございます。

8ページの問17、最後の質問では、小・中学校それぞれの入学時の児童・生徒の課題を、受け入れる側の視点で回答してもらい、幼稚園、保育園、小学校、中学校相互の連携に役立てたいと考えております。

次に、⑦の、5歳児の保護者へのアンケートでありますが、こちらはA3版に印刷し、二つ折りにして配付する予定でございます。先ほどご説明した⑤の保護者用のアンケートから質問を抜粋し、主に義務教育への期待と、小学校入学後、学校教育に必要なと思うことについてをお聞きします。なお、このアンケート用紙の配付回収につきましては、幼稚園・保育園のご協力をいただけることになっております。

最後に、⑧の20歳以上の市民へのアンケートでございます。大きく体育・スポーツの質問、図書館の利用についての質問、公民館の利用と生涯学習についての質問、学校教育に関する質問、地域との関わりについての質問で構成されております。

2ページの問1から3ページの問3では、運動する習慣や、運動する理由・しない理由、市の体育施設や、行事の参加状況を問います。

問4、4ページの問5では、スポーツや健康づくりの推進についての意向や考えをお聞きします。

問6以降、6ページの問11までは、図書館・公民館の利用について、体育・スポーツと同様の質問を設定いたしました。加えて学習活動については、成果をどう生かしているか、情報をどのように得ているかをお聞きします。

7ページの問12、13は学校教育に対する地域の考えを問うものです。

8ページの問14では、他のアンケートと同様、地域との関わりを問いますが、行事等に参加して役立ったこと、参加しない理由についての質問を加えました。

最後に問15では、小平市の芸術や文化財への認識を問います。

以上ポイントのみご説明いたしました。

このアンケートは、来年度策定する教育振興基本計画の参考資料とすることを目的としていますが、そのみに留まらず、アンケートへの回答を通じて回答者に小平市の教育に関心を持って

いただくこと、自分自身や学校、地域を見つめ直すきっかけとなることを期待しております。
以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（４）「平成２３年度優れた『地域による学校支援活動』推進に係る文部科学大臣表彰」について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（４）「平成２３年度優れた『地域による学校支援活動』推進に係る文部科学大臣表彰」についてを報告いたします。資料はございません。

文部科学省では、未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校、家庭、地域が連携協力し、社会全体の教育力の向上に向けた取り組みの一層の推進を図ることを目的に、今年度、表彰制度が新設されました。

この表彰は、地域全体で学校や子どもたちの教育活動を支援する活動、学校支援地域本部や放課後子ども教室、コミュニティ・スクール等に基づいた地域の方々による学校支援活動のうち、特にその活動内容などが優れ、他の模範と認められる活動について、その功績をたたえるものでございます。

都道府県・指定都市・中核市教育委員会から、それぞれ３団体以内が推薦され、文部科学省開催の有識者からなる審査委員会において審査のうえ、文部科学大臣が決定いたしました。

東京都では、小平第六小学校を含め３団体、全国では１２０団体が表彰されます。

小平第六小学校は、学校・家庭・地域の連携により、学校支援地域本部、放課後子ども教室及びコミュニティ・スクールの活動が優れていると認められ、他の模範となることから表彰となったものでございます。

なお、地域の方々による学校や子どもたちへの支援活動を、文部科学大臣が表彰するのは今回が初めてのこととなります。

表彰式は、平成２３年１１月７日月曜日、文部科学省講堂で執り行われます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（５）小平市特別支援教育総合推進計画前期計画推進庁内委員会の設置について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（５）小平市特別支援教育総合推進計画前期計画推進庁内委員会の設置につい

てを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

このたび、平成22年度に策定いたしました小平市特別支援教育総合推進計画前期計画における推進事項の連絡、調整、検討、及び実施状況の点検等を行う推進庁内委員会を設置いたしました。

詳細につきましては、島川教育部参事から説明させます。

○島川教育部参事

小平市特別支援教育総合推進計画前期計画推進庁内委員会設置について、資料No.4、小平市特別支援教育総合推進計画前期計画推進庁内委員会設置要綱の概要をもとに説明いたします。

まず、設置理由でございます。計画の推進に当たり、庁内関係課の連絡、調整を行うために、小平市特別支援教育総合推進計画前期計画推進庁内委員会を設置するものでございます。

検討事項は計画の推進に係る連絡、調整、検討と、実施状況の点検に関すること。その他、推進に当たり必要な事項でございます。

構成委員は、表のとおりでございます。

本計画の内容が次世代育成部、健康福祉部、教育部にかかるものであることから、3部の関係課長を委員としております。また、計画の推進に当たり関係課の連携が特に求められることから、3部の部長を委員長、副委員長とするものでございます。

委員会の庶務につきましては、教育部指導課と教育部参事で進めてまいります。

設置期間は、要綱の決裁日である平成23年10月21日から、小平市特別支援教育総合推進計画前期計画の対象期間の終期である、平成28年3月31日までとするものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（6）寄附の受領について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（6）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

〔I〕は、金5万円を、小平市ダンススポーツ連盟様より、育英基金への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（7）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（7）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。
今回報告いたします承認事業は、資料No.6のとおりでございます。
詳細につきましては、滝澤教育庶務課長より説明させます。

○滝澤教育庶務課長

本日報告いたしますのは、17件でございます。うち新規申請についてご説明申し上げます。
受付番号（55）、事業名、第5回親子で能楽に親しもうは、特定非営利法人日本伝統芸術文化協会が主催で、日本の古典芸能を小・中学生の親子に楽しんでもらうというものでございます。
受付番号（59）、事業名、第4回学校対抗わんぱくなわとび甲子園は、一般社団法人小平青年会議所が主催で、市内の小学校を対象に、次世代を担う子どもたちの心身を成長させることを目的とした事業でございます。
受付番号（60）、事業名、ユネスコ講演会原子力発電所の現状と今後の課題は、小平ユネスコ協会主催による3月の福島の原子力発電所の事故による放射能汚染に関する市民を対象にした講演会でございます。
受付番号（62）、事業名、「熟議」2011 in 東京学芸大学は、国立大学法人東京学芸大学が主催で、地域や生活の場に根差した子どもの豊かな学びや安全、安心な暮らしを大学、学校、地域社会が連携して、いかに創造し実践できるのかを熟議するグループワークでございます。
その他の13件は、いずれも例年もしくは昨年も承認しているものでございます。
以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。
次に、教育長報告事項（8）事故報告Ⅰ（9月分）について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（8）事故報告Ⅰ（9月分）について報告いたします。
9月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.7のとおりでございます。
詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○内野教育部理事

それでは事故報告Ⅰ、平成23年9月分についてご説明いたします。
9月におきましては交通事故が小学校で1件、また一般事故が小・中学校合わせて14件ございました。

まず、交通事故でございますけれども、これは下校時ということで、管理下で発生しています。小学校1年生男子児童が、校門から道路に飛び出し、走行してきた軽トラックと軽く顔面を接触いたしまして、路上に倒れ顔面を打ったものでございます。外傷等はありませんでした。また、当該児童は、異常を訴えませんでした。念のために検査いたしまして、何も異常がないということでもございました。接触した部位は顔面右側ということで、頭部のけがでございます。加えて走行している軽トラックと接触ということを重ねて受け止めなくてはならないと思います。この点につきまして交通事故の未然防止について強く注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

続きまして一般事故です。まず、授業中の⑤についてご説明いたします。月例の事故報告で、時々顔面に鉛筆の芯が刺さるという報告がございます。これも偶発的な出来事でございます。学校の授業では、鉛筆を持ったまま振り向かないという指導はいたしておりますが、この度も発生しております。今回は、算数の授業で持っていた鉛筆が偶然友達に当たってしまいました。そのときは特段先生に申告等をしませんでした。下校してから母親が顔についている黒いものは何かと確認したところ、鉛筆の芯が刺さったということがわかり病院に行きました。その結果、深めに刺さっており、容易に抜けなかったため、切開しまして、2針縫う治療を行っております。

続きまして、今月一般事故が14件と多かった理由の一つになるかと思っておりますけれども、⑦から⑩は、運動会の練習での事故でございます。組体操等の練習中に発生しております、昨年の9、10月分の報告でもこの点については報告しておりまして、昨年は9月の報告件数が8件でございました。昨年度も校長会等で、具体例を挙げて強く注意喚起をしました。また今年度も春の中学校の運動会、そして秋の主に小学校の運動会での事故の未然防止ということで、強く注意喚起をしてまいりましたが、4件発生しています。

そういったことから、やはり原因の分析が必要でございます。運動会というのは体育の授業の成果の発表が主たる目的かと思っておりますけれども、計画に無理はなかったか。それから準備に充てる時間に不足はなかったか。あるいは子どもたちの体力はどうなのだろうか。その種目を演じるだけの身体的な発達に伴っているのか。学年の中でも身体的な発達の差は大きいので、この点については今後も校長会等で十分に協議をしてまいりたいと思っております。

それから、下の方の中学校の授業中の⑬でございますけれども、体育の跳び箱の授業での骨折事故があります。来月の定例会の10月分の報告でも跳び箱の事故が発生しておりまして、指導課から学校に強く注意喚起をしているところでございます。一昨日も教科等部会が小・中学校で開催されまして、体育の部会の先生方で、この跳び箱の事故の防止について協議をしていただいております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

それでは、ここまでの委員長報告事項及び教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山田委員

教育長報告事項（３）「小平市の教育に関するアンケート」の実施について、少し質問をさせていただきたいと思います。

３カ月にわたって検討をした結果、アンケートの対象者数など、決定されたことと存じますが、この小平市教育振興基本計画を策定するに当たって、児童・生徒の実態、教育の課題やニーズを把握しようとしている割には、対象となる児童・生徒数が１，８００名というのは、若干少ないように感じてしまいます。

また、小平市の教育に興味を持ってもらう上で、アンケート対象者に１６歳から２０歳未満の方が含まれておらず、そのご意見が反映されないというのも若干疑問に感じてしまいます。もろもろの事情がとおりかとは存じますが、このことについて３カ月間の検討の結果、対象者がこのようになったことについて、教えていただければと思います。

○滝澤教育庶務課長

アンケート対象者数の件でございますけれども、まず公立小学校の３年生、６年生の児童数はおおむね１，５００人前後でございますので、今回のサンプル数であります、それぞれ６００人というのは全体の約４割になります。中学校につきましては、１年生、３年生が約１，４００人でございますので、約２割のサンプル数になってございます。

このサンプル数というのは適正な数字がなかなかとらえにくいところでございます。しかし、回答のしやすさや回収のしやすさ、また、地域に偏ることなく、全校を対象にしたいと考えてまして、各対象学年のうちクラスということで設定させていただいた結果でございます。

それともう一つ、２０歳以上とさせていただいた市民アンケートの対象ですけれども、やはり今回のアンケートの目的は義務教育を中心とした計画ということもございまして、幼児から中学３年までをまず対象の中心に置いたところでございます。さらに、社会教育関係を高校生、大学生も対象としたときに、抽出方法が難しかったということもございます。

それと現在の公共施設のご利用の中心が高齢者という実態もとらえていたところでございましたので、今回は２０歳以上の市民の中から２，０００人とさせていただいたところでございます。以上でございます。

○伊藤委員長

サンプル数が全体に占める割合について、既に抽出されている学年ごとにおっしゃっていただきましたが、山田委員のご質問の一つの意味合いとしまして、恐らくはこの１，８００人という数が、全体に占める割合としてはいかなるものかということもあったのではないかと存じますので、小平市立小・中学校の小学校１年生から中学校３年生までの児童・生徒全体に、今回の対象者が占める割合はどのくらいになるのですか。

それとさらに、青少年です。１６歳から２０歳が今おっしゃった理由で今回アンケート対象に

なっていないということですが、これは今後も議論の余地はないということでしょうか。

その2点についてお伺いしたいのですが。

○滝澤教育庶務課長

小学生がおおむね9,000人の児童数でございまして、そのうちの1,200人です。中学生が4,000人のうちの600人ということになりますので、小学生で約13%、中学生で約15%でございます。

やはり設問の内容にも影響がありますので、まず何学年を対象にしていけばいいか、という検討が最初に行われました。

その中で、今ご説明させていただきましたように、一定の質問に答えられるであろう学年ということで、小学校3年生を最低の学年に設定いたしました。あとは中学校入学を控える、また中学校に入ってきたばかりということで小学校6年生と中学校1年生、そして中学校卒業間際ということで中学校3年生を対象を絞り込みました。一つの学年の中で2クラス抽出というのは、予算の関係もありまして困難な状況でございました。

20歳以上を対象ということにつきましても、抽出方法も含めまして16歳から20歳について、新たな手法は取れなかったものです。

○伊藤委員長

2番目の質問ですが、20歳以上で新たな手法が取れなかったものですからと今おっしゃいましたが、私の質問は、今後この16歳から20歳までの青少年、いわゆる青年期ですね、その市民をアンケート対象にするという議論の余地、もっと言えば、新たに加える可能性があるかないかを聞いているのみです。

○滝澤教育庶務課長

難しいと考えたところでございます。

○伊藤委員長

そうしますと、アンケートの対象に関する議論は終わり、結論ということでしょうか。

○滝澤教育庶務課長

はい。

○関口教育部長

これまで約3カ月をかけて、教育をはじめ福祉、子育て、青少年も含めた、いろいろな分野からの庁内検討委員が検討をいたしました。

では、どういったものを対象として、どれだけのサンプル数をとれば妥当性があるのかという

と、やはりそれぞれの分野で欲しいわけであります。そしていろいろ検討した結果が、こちらでお示した内容なのですけれども、やはり一番課題だったのは、16歳から19歳が抜けるというところでありました。

一口に教育というと学校分野から社会教育まで非常に広い意味を持ちますが、その中でも一番基礎資料として参考にしたいものということで検討をした結果、このようになりましたが、今回のアンケートだけがすべての基礎資料となるものではなく、16歳から19歳については青少年男女平等課にもあります。また類似した調査もありますので、そういったことも考慮しながら、素案作りをしていこうとなりました。検討の経過をお示しすると、こういった内容でございます。

○伊藤委員長

青少年に関する調査を参考にするということですね。

○山田委員

ありがとうございます。本当に長期間にわたっての検討結果だと思いますが、小平市教育振興基本計画を策定するに当たって、やはり将来を担う子どもたちから、もっとアンケートを取った方がいいのではないかと感じられますので、今回はすでに決定していることだとは思いますが、今後またこういったことがあるときには、ぜひ、子どもたちの意見がもっと反映されるものだといいと私は感じております。

以上でございます。

○伊藤委員長

それではこの教育振興基本計画に関しまして、ほかにご質問、ご意見ございませんか。

よろしいでしょうか。

では、私の方から1点、質問というか希望でございますけれども、⑤の保護者に関するところ です。5ページの問11の、子どもを育てるにあたっての家庭と学校の役割についての設問ですが、この選択肢1の「全面的に学校が役割を果たすべき」と、3の「全面的に家庭が役割を果たすべき」という表現はもう少し練っていただいた方がよろしいのではないかという感想を抱きました。

AかBか、あるいはAとB両方かとか、そういった単純なものではないと思いますので、ここをもう少し練っていただけたらと思います。特に選択肢3の「全面的に家庭が役割を果たすべき」という質問項目に、保護者がどういった印象を持つかということです。ちょっと上手に表現できないのですけれども。

あとは細かいことですが、文言をもう一度見直していただきたいということです。教育委員会が行うアンケートですから、子どもたちに対する質問に関しては、国語的なことを非常に正確にさせていただきたいということです。例えば「一生懸命」と「相談に乗ってくれる」など、普通の文章型とただの名詞等が混在しております。それから保護者に対する質問では、例えば「お子さ

んが入学した後に、心配なことは何ですか」という設問に対する回答の選択肢として、「授業の内容や進め方」とある一方で、「定期試験がある」という選択肢もあり、少し表現がばらばらな部分がありますので、正確なものとするよう精査していただければと思います。

以上です。

では、ほかのことに関しまして、委員長報告事項及び教育長報告事項について、ご質問、ご意見等ございますか。

○高槻委員

先ほどのサンプル数のことに関連して、私は、パーセンテージはあまり重要ではないと思います。1, 800というのはサンプル数として十分大きい。それがイエスかノーかの単純な質問であれば、6, 000人のうちの1, 000人でも、200人でも、集団全体をよく反映できます。設問が複雑になってくると、サンプル数を多くしなければ正確なものが反映されません。

選択肢が二つの場合と、四つくらいあってその他というのがついている場合で、必要になってくるサンプル数というのは違います。また、意見がばらばらに分かれてしまうような場合は、サンプル数を多くしないといけません。

こうした内容については、アンケートの専門の方に必要なサンプル数のことを聞けば統計学的に検討できるはずです。

○滝澤教育庶務課長

資料3の1ページ目の一番下に委託業者とありますけれども、今回、他でも同様の調査を手がけているコンサルティング会社に委託をしております。設問についてもアドバイス等をいただいで今回作りあげたところでございます。

今後もその辺りに配慮しながら、作業を進めていきたいと思っております。

○伊藤委員長

それでは、ほかにご質問、ご意見ございませんか。

○森井委員

委員長報告事項についてですが、先ほど委員長の報告の中にありました防災教育について、小平市内の小・中学校の防災教育について現在どのような形で行われているか、伺いたいと思います。

○内野教育部理事

防災教育も、どの災害に対するものかによって変わりますが、今、重点的に行っている地震や火事などに対する月例の避難訓練等は、定期的な学習、あるいは訓練だと思っています。

教育課程では「地震と安全」という副読本がありまして、それを今年度は小学校1年生から中

学校3年生までの全員に配付いたしまして、震災に対応した指導の徹底を図っているところでございます。

それから、各学校に危機管理マニュアルというものがあまして、年度ごとに更新するのですが、23年度のは3月11日以前に作成したものですから、今、至急見直しをしております。現実的に役に立つものに全校が改訂をしているところでございます。

なお、参考になりますけれども、12月くらいに東京都教育委員会から新たな資料が出ることも聞いております。それを含めまして、市としましては2月中旬くらいまでには来年度版を用意したいと考えています。そのことによって子どもたちの防災教育の実際面が見えてくるかと考えています。これは実際の対応についてのマニュアルになるかとは思いますが、学習面とも連動させていきたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかに教育長報告事項について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○森井委員

小平市特別支援教育総合推進計画前期計画推進庁内委員会というところで、こちらの内容に即したものではないのですが、先日、なみき幼稚園を訪問した際に、小平市特別支援教育総合推進計画に則って、来年度から幼稚園、保育園等の実務者レベルで連絡会を実施するというお話があったのですが、構成メンバーほか、どういったことを実際に行って、そこで出た課題とか問題点、その他はどのような形で生かされていくのかということについて、伺いたいと思います。

○島川教育部参事

ただいまのご質問につきましては、この総合推進計画前期計画の中の重点施策の中の連絡会という部分に関係すると考えております。

その中で、代表者による会議と実務者による会議を予定しております。具体的にこの実務者の中に、どの方に入っていただくというところまで、細かい検討ができてはいるわけではありませんが、この計画をつくる段階でも、実務者のところには幼稚園、保育園の先生方に入っていただくという想定で計画を作っておりますので、今後この庁内委員会を開き、具体的なメンバー、内容等について詰めていく予定になっているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

では私の方から、生活文教委員会の請願の採択の件も報告されておりますが、それに関連して、先週東村山市で小学校敷地内の側溝から高い放射線量が測定されたという報道がございました。

その件に関連して小平市としてもどのような対策をするのか、教育委員会としてどうなのかというところ、昨日、教育庶務課の方から情報提供がございました。

これにつきまして、市全体の取り組みですけれども、小・中学校に関わることであり、この場でご説明をしていただければと存じます。

○滝澤教育庶務課長

今お手元にお配りいたしました市内公共施設における空間放射線量測定の実施についてという資料をご覧ください。これは一昨日、10月26日に市として決定したものでございます。

今、委員長からご指摘がございましたように、近隣市の小学校敷地内から、高い放射線量が測定されたことを受けまして、小平市としてもその対応を担当課で練ったところでございます。

その結果、市内の小・中学校の全校、そして保育園、これは私立もあわせて18園。それと公園を4カ所選定しまして、空間放射線量の測定を実施するものでございます。

学校の校庭は小平市でも6月に東京都が測りまして、それから7月以降も定期的に毎月小・中学校の4カ所、保育園の2カ所の計6カ所を校庭の真ん中で測定してきたわけですけれども、今回近隣市で高い数値が出ましたところが、雨どいの下、もしくは側溝、そのような溜まり水のある場所でしたので、今回小平市が全校で測定する際も、主に側溝や雨どい下の地表面を測っていきます。

期間は、資料の2に戻りますけれども、11月7日からスタートしまして、12月1日までの日程で予定を組んでおります。

測定ポイントは今お話ししましたように、地表1メートル、これは児童・生徒を配慮したものでございます。保育園については50センチ。それと高い測定値が出ている地面から5センチほど離れたところの2カ所、ないしは3カ所を測るということでございます。

そして高い数値が出た場合の市としての対応でございますけれども、まず(1)の地表から1メートルの場合の1マイクロシーベルト/時でございますが、実際の対応としましては、地表面での数値でございますので、(2)で詳しく説明させていただきます。表の空間線量率というところに0.6マイクロシーベルト/時とあります。その裏にいきますと、0.23、そして0.23未満ということで、測定値がどこに当てはまるかで対応を決めたものでございます。

この0.23という数値は、アスタリスクにもございますが、環境省が先だって追加被ばく線量の考え方を出したところでございますけれども、ここでは年間の被ばく量を1ミリシーベルトと定めておりまして、それを毎時に直しますと、0.19になりますが、それにもともと自然界にございます0.04を加え、0.23という数字を出してございます。

それと、0.60マイクロシーベルト/時でございますが、これはアスタリスクの2のところにありますけれども、放射線障害防止法で定めております、3カ月で1.3ミリシーベルトという数値を毎時に直したものでございます。これはこの放射線障害防止法の中で、立ち入りを制限する管理区域の基準だそうで、それが0.60マイクロシーベルト/時となります。

ただ、測ってみますと、局地的にはこの数字が出ますが、測定器を例えば5センチずらすと数値が落ちていくということもありますので、まずはそのポイントをつかむために、高い数値が出たところを測ってまいります。

その場合にはこの対応をとりますけれども、0.60マイクロシーベルト以上の場合につきましては、そこの落ち葉であるとか、汚染された土等を、先ほど言った0.23未満の数値になるところまで取り除き、国のマニュアルには、ビニール袋もしくは、土のう袋に詰めまして、同じ敷地内で保管をします。具体的には生徒、児童の立ち入らない場所に穴を掘りまして、そこに袋ごと埋めるということで考えております。

これは、やはり放射線が測定された土ですので、産業廃棄物として出すことはできないうえ、またよそに移すこともできないものですから、その敷地内で保管します。まだ国でその処分についての基準が示されていない関係でそのようにするという事です。

そして裏面の一番上ですが、0.60未満で0.23以上のものについては、その土をやはりいったん取り除きます。高い数値が出なくなるまで土を取り除き、それを袋に入れるのではなく、そのまま地面に大きな穴を掘ってそこに入れ、上に汚染されていない土をかぶせて、埋め戻すということでございます。

そして0.23マイクロシーベルト未満については、基準以下でございますので、市としては通常の学校生活に支障はないものと考えています。これが市が示した対応でございます。

教育委員会としましては、これまでも、側溝、雨どいについては、毎年清掃業務を委託して行っております。今年度も1学期の終わりに8校実施したところでございます。そうした学校については側溝等に泥はたまっておりませんので、数値としては出にくいということを知っております。やはり0.23以下は安全、ということを知りても、保護者としては安心して学校に送り出せないということもあるかと思っておりますので、できるだけ早い時期に全校、汚泥については吸い取って、それ以外についても洗い流し、側溝をきれいにするという対応を今年度中には実施したいということで、今、財政当局とも調整中でございます。

それとあわせて、ここに出てきた数値と対応につきましては、もちろん市としましてきちんとホームページ等で報告をしていく、学校にも立ち会いも含めて協力をしていただき、きちんと説明していく考えでおります。

以上でございます。

○伊藤委員長

このことにつきましてのご質問等はございますか。よろしいですか。

それから、最近、近隣で起きたこととして続きますけれども、26日に東久留米市の小学校の工事現場の作業場で火事が発生したという報道がございました。小平市でも今学童クラブの部分とか、増築等の工事をしているところがございますが、幸い今まで事故なく過ぎておりますが、こういったことを機会に、改めて安全について確認していただきたいというのが率直な感想です。地域の方も保護者も不安を抱くものかと思っておりますが、教育委員会事務局の方ではそういった安全

確認などはどのようにしているのでしょうか。

○滝澤教育庶務課長

10月26日の昼過ぎに近隣の東久留米市の中学校、体育館そばから出火というニュースは私ども耳にしているところでございます。確認しましたところ、まず学校からの出火ではありませんでした。その学校は耐震工事中でございまして、そのために請け負った工事業者が自分たちの事務室として、2階建てのプレハブを体育館脇に設置していたそうでございます。その体育館のプレハブに設置してあったエアコンの室外機からの出火であると聞いております。消防署の今後の調査もあるそうでございますので、出火原因の確定は今申し上げられないところでございますが、そのような状況だったようです。

それで、小平市としまして、今年度は花小金井小学校と第九小学校の大規模改造を夏休みから現在にかけてやっているところでございます。こういった状況の時にそういったプレハブが建つのかということは、私どもの契約の中で義務づけているものではございません。

ただ、やはり工事の進行状況を監督する者であるとかが、その中での休憩も含めて、学校敷地内にこういったプレハブを市の許可を得て設置することは多々あるそうでございます。そしてその中の機器については、あくまで業者の責任ということでございます。今回そういったことがなぜ発生したかを聞きましたところ、エアコンなどの電化製品はリースが多いため、管理が十分ではなかったのかもしれないということでございます。

私どもとしまして、学校にそうしたものを設置している業者には、たてもの整備課を通じまして、出火事故防止の確認と、そして状況の確認をしたところ、過去に小平市にそういった事故等はございませんでした。

ちなみに通学時の子どもたちの安全確保ということは工事契約の中に入っておりますが、その点についてはさらに注意を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○伊藤委員長

工事現場としては教育委員会の管轄ではなく、市長部局の方のたてもの整備課であるけれども、教育委員会として安全確認等の申し入れをしたということですね。

ほかにご質問ございませんか。

最近ではこのようにいろいろなことが生じて保護者、地域に周知を図っていかなくてはならないことが多くございます。

それから何よりも教育振興基本計画、これは非常に重要なものであって、策定していく過程が重要だと思います。ですから、この教育振興基本計画の策定の過程、策定されたものも理解されて実施していくということが大事です。

放射線量に関する測定などについても、きちんと情報を公開する、もし高い値が測定されたら、その措置のことも公開することが重要です。

そういうことから、情報周知において、広報というものにもう少し力を入れた方がいいのではないかと思います。現在の教育委員会だよりは昨年より大分工夫して見やすいものにはなっておりますが、現在ではむしろ教育委員会だよりよりも公民館だよりや図書館だよりの方が立派になっているくらいでして、保護者が進んで手にとって何度も見たいと思うようなものにはなっていないと思います。ですから、もう少し保護者、地域の人が見やすく、それからインパクトの強いもの、それから情報量も増えてくる一方だと思しますので、できればタブロイド版の市報と同程度のものを、これから教育委員会として発行していく必要があるのではないかと考えますが、その点の検討はいかがでございますか。予算措置などが必要かと思っております。

○滝澤教育庶務課長

教育委員会だよりにつきましては、私どもも近隣の教育委員会のものも参考にしつつ、広報のあり方を研究しているところでございます。今委員長がおっしゃられましたように、もう少し見やすい、保護者に手に取ってもらえる紙面づくり、もしくはタブロイド版というような大きさも含めまして、今検討しているところでございます。今後もいっそう、より見やすいものになるよう努めてまいります。

○伊藤委員長

よろしく申し上げます。
それではよろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、以上で、教育長報告事項を終了いたします。

(議案)

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第46号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第46号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

図書館で実施しているリクエストサービスの受付上限を拡大することに伴い、視聴覚資料の貸

出数を拡大するとともに、図書館資料を円滑に提供し、効果的にサービスが実施できるように、貸出期間を過ぎても返却しない利用者に対して、新たな貸出を停止するよう規則の一部改正を行います。

なお、施行期日は平成24年1月1日でございます。

改正内容として、新たに貸出を停止する規定を定めることから、パブリックコメントを実施いたしましたので、詳細につきましては、松原中央図書館長から説明させます。

以上です。

○松原中央図書館長

それでは、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定につきまして、説明いたします。

図書資料のリクエストサービスの受付上限を現行の5冊から10冊に、視聴覚資料を2点から3点に拡大することに伴い、規則を改正します。改正点は2点ございます。新旧対照表をご覧ください。

1点目は視聴覚資料の貸出数をリクエスト数に合わせ、2点から3点に。高齢者、障害のある方へのカセットテープの追加貸し出しを7点から8点にいたします。

2点目としまして、返却期限を3週間経過した利用者に対し、新たな貸し出しを停止する規定を加えます。なお、貸出停止とともにリクエストの新規受付も停止し、返却後は直ちに解除し、貸し出し、リクエストともに可能とします。

新たに貸出停止を規定することから、パブリックコメントを実施いたしました。規則改正に対する市民意見公募手続の意見への対応状況についてをご覧ください。パブリックコメントは9月5日から10月5日まで実施し、30人の方から65件の意見、ご要望をいただきました。

内容でございますが、貸出停止に関する意見が23件、リクエストの拡大に関するものが16件、その他が26件ございました。意見等に対する対応状況でございますが、反映が25件、一部反映10件、参考18件、反映しないが12件でございます。

その中で今回のパブリックコメントで求めました、貸出停止に関する意見につきましては、23件のうち、反映、一部反映が16件、また参考の5件につきましては、いずれももっと厳しい対応を求めるというものでございまして、反映しないは2件ございました。

これらのご意見等を慎重に検討いたしました結果、改正の内容の変更はございません。

規則の施行は平成24年1月1日といたします。なお、利用者への周知は11月1日から市ホームページ、チラシの配布、ポスターの掲示、市報により行い、対象者には個別に通知いたします。

説明は以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第46号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第47号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について。阪本教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第47号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定についてを説明いたします。

改正理由といたしましては、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が施行されたことに伴い、所要の条文整備を行うものでございます。

詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○内野教育部理事

ご説明いたします。本案は平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が施行され、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例が成立したことに伴い、都費負担教職員にかかる子ども手当の認定権限につきまして、東京都教育委員会の取扱いとあわせ、所属の校長に委任するため、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は平成23年10月31日でございます。

説明は以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第47号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。15時35分まで休憩します。

ありがとうございました。

午後3時22分 休憩